

埼共助発第27号  
令和3年6月29日

埼玉県社会福祉事業共助会  
会員所属施設・団体の長 様

一般社団法人  
埼玉県社会福祉事業共助会  
理事長 丸木 憲雄

### 令和3年度定時総会について（報告）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本会の運営につきまして、日ごろから格別のご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、去る6月25日に標記総会を開催しましたので、下記のとおり報告いたします。

お忙しいところ、委任状のお取りまとめ等に御協力をいただきましてありがとうございました。

### 記

#### 1 令和3年度定時総会

- (1) 日 時 令和3年6月25日（金）13時30分から14時
- (2) 場 所 彩の国すこやかプラザ2階 セミナーホール
- (3) 内 容 報告事項1 令和2年度事業報告及び決算について  
報告事項2 令和3年度事業計画及び収支予算について
- (4) 定足数 13,728名（会員数27,455名の過半数）
- (5) 出席者 16,459名（委任状を含む）

#### 2 送付内容

- (1) 定時総会開催報告（本状）
- (2) 共助会事務手続きについて
- (3) 永年勤続（共助会加入10年）名簿

## 共助会事務手続きについて

### 様式の提出期限について

- ・ 加入、脱会他各種様式の提出は毎月10日までをお願いします。
- ・ 加入及び再開の遡及は、1ヶ月です。特にご注意ください。

〔例：10月加入の場合、11月10日までに提出。  
11月10日を過ぎると、10月加入はできません。〕

### 「脱会届兼退職共済金受給申請書」について

- ・ 福祉医療機構加入の場合は、源泉徴収票を福祉医療機構の書類に添付し、福祉医療機構へ提出してください。福祉医療機構の書類は、共助会から源泉徴収票が送付されるまで、保管してください。

※福祉医療機構の書類に共助会の源泉徴収票の添付がない場合は、施設での税務処理が必要となります。

### 「慶弔共済金受給申請書」について

- ・ 事由発生の日から1ヶ月以内に申請をしてください。

1年を過ぎると給付できません。ご注意ください。(永年勤続は除きます。)

- ・ 夫婦で会員の場合、それぞれに慶弔共済金が支給されます。

申請書を1枚ずつ提出してください。(結婚、子の誕生、子の小学校入学等)

問合先

一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会

電話 048(831)7547

FAX 048(822)2888